

中国帰国者 2 世の生活支援等を求める請願署名

中国残留孤児・婦人（以下、「帰国者 1 世」）の帰国後の生活支援等を行うため、「中国残留邦人等の円滑な永住の促進及び帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」（新支援法）が成立し、また、その後、中国帰国者 1 世の配偶者の生活支援等を行うための新支援法の一部改正が行われました。しかし、帰国者 1 世の子供たち（以下、「帰国者 2 世」）に対しては、何らの法的支援がなされていません。

多くの帰国者 2 世は、日本政府が帰国を制限したことによって、高齢になってからの私費帰国を余儀なくされました。日本政府は私費帰国者に対しては就労支援も日本語習得支援も行わなかったため、言葉の壁や高齢により、低賃金の単純な肉体労働の仕事にしか就けず、新支援法が成立する前の帰国者 1 世と同様に、老後を支える貯蓄も年金もないまま生活保護に頼らざるを得ない状況となっているか、もしくは、仕事ができなくなれば生活保護に頼るしかない状況となっています。さらに、多くの帰国者 2 世が、日本語でコミュニケーションを取ることができず社会の中で孤立し、憲法 25 条で国民に等しく保障されている「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」ことが出来ない状況に置かれています。

帰国者 2 世は日本と中国にルーツがあり日中友好の架け橋になれる大事な存在です。この帰国者 2 世が人間の尊厳を回復し、日中友好のために活躍できる場を作ることが強く求められています。

以上により、帰国者 2 世においても、帰国者 1 世ないしその配偶者と同様に、安定した老後の生活が送れるよう、また、人間の尊厳を回復し社会で活躍できる場を提供するよう、下記事項のとおり要望を請願します。

記

- 1 国費帰国と私費帰国との区別をすることなく全ての帰国者 2 世に対し、帰国者 1 世ないしその配偶者への支援（新支援法）に準じる支援給付金と老齢年金支給が可能となる法改正を行うこと。
- 2 全ての帰国者 2 世が適正な医療・行政サービスが受けられるように利用施設への通訳人の派遣・常駐を行い、または、希望する帰国者 2 世に対して通訳機器の貸与を行うこと。
- 3 全ての中国帰国者（残留婦人、残留孤児、帰国者 2 世、それらの配偶者）の「人間の尊厳」を尊重し回復するため、国と自治体の各関係機関との連携を強化し、柔軟かつ実効的な「就労支援」「日本語学習・文化交流支援」「生活保護受給者への渡航期間制限撤廃」を実現するための法改正または行政運用を行うこと。

【署名欄】

氏 名	住 所

日本中国友好協会、九州中国帰国者二世連絡会

〒111-0053

東京都台東区浅草橋 5-2-3 鈴和ビル 5 階 日本中国友好協会気付

TEL 03-5839-2140 FAX 03-5839-2141

E-mail : nicchu@jcfa-net.gr.jp

取り扱い団体・個人

日中友好協会大阪府連合会 〒530-0012

大阪市北区芝田 2-3-19 東洋ビル本館 207 号

E-mail : info@jcfaosaka.org